

第 765 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 6 年 1 月 25 日 (木) 16 時 00 分～16 時 25 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 3 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について
(資料 1)
- (2) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について
(資料 3)

2 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について
(資料 2、2-1、2-2)

3 その他

- (1) 令和 6 年 4 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

[配布資料]

- ① 水産神奈川 第 567 号
- ② 海生研ニュース 第 161 号

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、
小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、玉置 泰司
- ・ 事務局 山本事務局長、竹村主事、鈴木臨時主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、村尾主事、遠藤技師、伊藤主事

議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 12 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから、第 765 回の委員会を開催します。

(宮川副会長)

本日の議題ですが、諮問事項が 2 件、報告事項が 1 件と、その他となっております。

諮問事項（2）「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」は、本日議題として追加されたものです。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

玉置委員、福本委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは、玉置委員、福本委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事

【資料 1 に基づき説明】

水) 照井 G L

【資料 1 に基づき説明】

議 長

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

青木勇委員

区域ですけれども、足柄下郡真鶴町笠島南端とありますが、これは共同漁業権の中に入っていますよね。

水) 照井 G L

はい、入っています。

青木勇委員

委員会指示ラインのときにも話をしたのですが、真鶴町漁協で共同漁業権の中ではやらないという念書をもらい、前回これを承認しています。今回もそういう形になると思いますが、いつまでもこのままやっていたら何かトラブルの元になるので、可能であれば、次回の委員会指示ラインのときに変更できればと思いますけれども、いかがでしょうか。

水) 照井G L 今回この許可にあたりまして、真鶴町漁協の漁業権に少し入るということで、真鶴町漁協の方にもお話をしました。地元漁協の受忍を受けている者という内容が入っていたと思うのですけれども、そこで、真鶴町漁協に同意書を取るという形で進めさせていただいております。

青木勇委員 今話は来ているようなのですけれども、まだ承認書は出していないとのことです。

水) 照井G L わかりました。
御要望ということで承りまして、次回の委員会指示や許可のときに参考にさせていただきたいと思います。

議 長
鵜飼委員 その他、御質問等ございませんでしょうか。
今回、いわしを目的とした採捕に限って許可を出されるということですが。その後、調整がついた段階で、「いわしを目的とした採捕に限る」という条件を取るということは、対象種が全魚種になるということですよ。
今はいわしに限定しているの、共同漁業権の中でもOKが出ているのではないかと思うのです。そうすると、単純にこの付加する条件を取るだけで調整がつくのか。それについてはいかがでしょうか。

水) 照井G L そこも含めて、今調整を進めさせていただいています。こちらから一方的に条件を外すということではなく、関係漁協等の意見を聞きながら調整をしていく、という形でやっております。

鵜飼委員 そうすると、単なる付加条件を外すだけではなく、許可全体の見直しをしないと、おそらく調整できないのではないかと思うのですけれども、そういう考えで進められるのでしょうか。

水) 照井G L 全面的に解禁するかどうか、あるいは部分的というようなことも含めまして、調整の整った範囲で条件を外せるか、という形で進めてまいります。当然、調整がつかなければ現状のままということもあり得ますし、条件を外すありきの進め方ではなく、それも含めて、調整を今させていただいているところです。

鵜飼委員 おそらく、共同漁業権と重複しているところが一番問題になるだろうと思いますので、ぜひ慎重に調整していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議 長 その他、御質問等ございませんでしょうか。
特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 了 承

議長

それでは、そのように決定します。

続いて、諮問事項（２）「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 村尾主事

【資料３に基づき説明】

議長

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続いて、報告事項（１）「くろまぐろに関する令和５管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 遠藤技師

【資料２、２－１、２－２に基づき説明】

議長

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に皆様から何かございますでしょうか。

鵜飼委員、どうぞ。

鵜飼委員

漁業権の切替が終わり、その際に審査用に作成した資料があると思うのですが、共同漁業権や定置漁業権などがまとまったものを委員に配布していただけると以前聞いていたのですけれども、現時点で届いた方いらっしゃいますか。

実態調査のものですが、非常に良い資料でしたよね。

水) 石黒担当課長

実態調査表について、申し訳ありませんが、まだ配布していない状況でございます。

まとめたうえで、公表資料となっているか確認し、早急に対応させていただきます。

議長

その他何か委員の皆様からございますでしょうか。

ないようでしたら、本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回は２月２８日水曜日１４時から開催の予定となっております。

| よろしくお願ひします。

以上